

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 (対馬市_58)

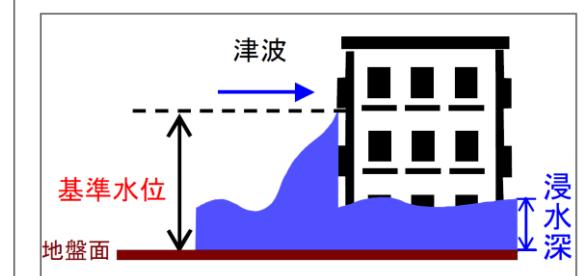


この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1413号）
これをさらに複製又は使用して配付する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0 100 200 400
メートル

＜留意事項＞

- 【津波災害警戒区域】
「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下「法」という)) 第53条第1項に基づく区域です。
- 【基準水位】
「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設に避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 【地形（標高）データ】
基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成21年の地形図の等高線及び平成23年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
「背景地図」は、平成27年3月時点の国土地理院による電子地形図（タイル）を複製して作成しており、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。なお、埋立地において新たに埋め立て情報を得たものについては追記しているところがあります。



	津波災害警戒区域 (基準水位) (単位: メートル)	基準水位 (単位: メートル)
市町村名	対馬市	
図面番号	58	